

参議院議員通常選挙

投票日は6月26日

投票のできる人

新津市の選挙人名簿に登録され、投票することが出来る人は次の要件を満たしている人です。

住所要件

昭和五十八年六月一日現在、新津市に引き続き三か月以上住んでいる人で、新津市の住人である。

年齢要件

投票日当日(六月二十六日)、満二十歳に達する人(昭和三十八年六月二十七日以前に生まれた人)

なお、これらの要件を満たしている人でも、法律の定め

民基本台帳に登録されている人(昭和五十八年三月一日以前に住民票が作成された人、または転入届をした人)

また、三月二日以降に新津市へ転入した人は、新津市の選挙人名簿に登録されません

不在者投票

投票日当日、出張や仕事ので、転入前の住所地で投票することになります(新津市で不在者投票をすることが出来る場合もあります。くわしくは選挙管理委員会へお問い合わせください)

入場券

封筒内面に刷り込んだ入場券を、区長(自治会長)さんに

立会演説会

と き…6月11日(土)
午後7時から
ところ…小体育館
候補者1人の演説
時間は30分です。

選挙時登録者の名簿を縦覧

今回の選挙で、新たに選挙人名簿に登録される人の名簿を、次の期間縦覧に供します。

□縦覧期間…6月3日～7日

□時 間…午前8時30分～午後5時

□場 所 市役所選挙事務室

選挙公報

選挙区選挙(従来の地方区)

投票所や投票の順序・方法、代理投票、点字投票、それに開票の時間や場所などについては、次号でくわしく紹介します。

不在者投票

投票日当日、出張や仕事ので、転入前の住所地で投票することになります(新津市で不在者投票をすることが出来る場合もあります。くわしくは選挙管理委員会へお問い合わせください)

郵便による投票

通じて世帯主あてにお届けします。封筒内面には、世帯ごとの有権者全員の入場券が記載されています。投票の際は、お手数でも各人ごとに切り離してお持ちください。

身体に重度の障害のある人で、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を受けており、選挙管理委員会が交付した「郵便投票証明書」をお持ちの人は、郵便による不在者投票ができます。投票日の四日前(六月二十二日)までに、投票用紙などを請求してください。

お問い合わせ

入場券のことや不在者投票、そのほか選挙に関するお問い合わせは、市選挙管理委員会へどうぞ。市役所新館二階にあります。☎41-211

比例代表選挙とも選挙公報が発行されます。六月十七日頃、区長(自治会長)さんを通じて全世帯へお届けします。よくご覧になって参考にしてください。